○総務省告示第百六十号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、秋田県大仙市と仙北郡美郷町との境界を次のとおり変更する旨、秋田県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和七年五月十日からその効力を生ずるものとする。

令和七年五月九日

総務大臣　村上誠一郎

大仙市に編入する区域

仙北郡美郷町安城寺字切上三二八の一部、字鶴田四二五の二の一部、四二六の二の一部、四二七の二の一部、四八五の一、四八五の二、四八九の一の一部、四九〇の一の一部、四九一の一の一部、四九二の一の一部、四九六の一の一部、四九七の一の一部、五〇五の一部、五一八の一部、五一九の一部、五六四の二の一部、六一二の一部、六一七の一部、六二五の一部、六二六の一部、六三三の一部、六三六の一部、六三七の一部、六三九の一の一部、六五〇の一部、字竹花二一の一、二一の二から二一の四までの各一部、二一の五、二六の二の一部、二六の三の一部、二九の二の一部、二九の四、二九八の一部、二九九、三〇〇、三〇一の一、三〇一の二、三〇二の一、三六四の一部、四二五の一部、四二六、四二八の一部、四三二、四三三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

仙北郡美郷町に編入する区域

大仙市上野田字向田一一の四、一一の五、二〇の二の一部、二〇の三の一部、四七から五〇まで、五二、五三、五四の一、五四の二、五六の一から五六の三まで、五七の一部、五八、六二の一部、六三、字水口六八の一七の一部、高梨字一ノ坪二八二の一から二八二の三まで、二八三の一部、二八四の一部、二九九の二の一部、二九九の五の一部、二九九の七、二九九の八の一部、三二七の一部、三二八から三三四まで、三五三の一部、三五四の一部、三七三の一部、四四〇の二の一部、四五二の一部、四五三の一部、橋本字鶴田九六の一部、九七の一部、一九六の一部、一九七の一部、一九八の三の一部、四二六の二の一部、四四一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに仙北郡美郷町安城寺字鶴田六三九の一に隣接する大仙市の道路である公有地の一部

○外務省告示第百七十一号

令和七年二月十九日にコロニアで、マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦における太平洋島嶼国における給水体制の整備を通じた気候及び災害リスクに対するコミュニティの強靱性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　太平洋島嶼国における給水体制の整備を通じた気候及び災害リスクに対するコミュニティの強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億五百万円

3　署名者

日　本　側　籠宮信雄在ミクロネシア大使

国際移住機関側　サルバトーレ・ソルティーノ在ミクロネシア事務所代表

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十二号

令和五年七月十四日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十七年十月六日付けの交換公文に従ってスリランカ空港航空公社に供与されることになったバンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ空港航空公社と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年七月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十三号

令和五年七月十四日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十七年十月六日付けの交換公文に従ってスリランカ空港航空公社に供与されることになったバンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ空港航空公社と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年七月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十四号

令和五年六月十二日にポートモレスビーで、円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の平成二十五年三月二十二日付けの交換公文に従ってパプアニューギニア独立国政府に供与されることになったラム系統送電網強化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がパプアニューギニア独立国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和七年十一月十四日まで延長される旨の口上書の交換が、パプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大谷一一三字宮ノ谷二、三、一〇、二八の一、二九の一、三〇、三二の二、三三、三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町上熊谷四四一の一、四四二、四四三、四五七の二、一六四五、一六四六、一六四七の一、一六四七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町上熊谷四四二・四四三・一六四七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町立戸九四七（次の図に示す部分に限る。）、五八四、五八四の一、五八五の一、五九〇の甲、五九〇の甲一、九三四、九四六、九四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備